

平成30年3月5日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年3月5日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
代表監査委員	竹森 久喜
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それではただ今より、平成30年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶がございます。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

今日はあいにくの雨ですけれども気候的には段々と春に向かって移り変わっているようなことを肌で感じているこの頃ですけれども、今日から3月議会の開会となります。

議員の皆様方におかれましては全員のご出席をいただき3月議会の冒頭におきましてお礼を申し上げ、また、この3月議会さまざまな議案を提出しておりますので、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして有意義な3月議会となりますことを心から期待をしてご挨拶といたします。

どうかよろしく願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成30年第1回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより、第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番古川幸義君、9番村井勉君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

会期の件でございますが、本日3月5日より3月16日までの12日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員会委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月16日までの12日間とし、日程については、3月5日月曜日日本提案説明、3月6日火曜日から7日水曜日休会、8日木曜日から9日金曜日を一般質問、10日土曜日から11日日曜日休会、12日月曜日総務教育常任委員会、その後、建設産業民生常任委員会、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会、13日火曜日委員会予備日、14日水曜日から15日木曜日休会、16日金曜日議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月16日までの12日間とし、先に言いました日程によることに決定をいたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず議長報告であります。監査委員より、現金出納検査執行状況報告、及び平成29年度定期監査結果報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、去る2月23日に開催されました香川県町村議会議長会定例総会におきまして、尾崎忠義君、渡邊美喜子君、そして私志村忠昭の3名に、15年以上在籍の自治功労者として全国町村議会議長会表彰の伝達がありました。

ここにご報告申し上げるとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思います。

尾崎忠義君、渡邊美喜子君、前の方へお進みください。

(尾崎議員、渡邊議員、前方へ。)

議長 (志村 忠昭)

表彰状、香川県多度津町、尾崎忠義殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成30年2月8日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

(拍手)

議長 (志村 忠昭)

表彰状、香川県多度津町、渡邊美喜子殿。

同文です。

平成30年2月8日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

(拍手)

(村井勉副議長、前方へ)

副議長 (村井 勉)

表彰状、香川県多度津町、志村忠昭殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成30年2月8日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

(拍手)

(着席)

議長（志村 忠昭）

ただ今表彰を受けまして大変ありがとうございました。

次に、委員長報告を行います。

2月19日に開催されました建設産業民生常任委員会の委員長報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

建設産業民生常任委員会結果報告について。

平成30年2月19日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

1、国民健康保険税条例の一部改正（国保税率）について。

2、第7期介護保険料（案）について

審議結果。

執行部より、1、国民健康保険税条例の一部改正（国保税率）について、2、第7期介護保険料（案）についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、特定世帯及び特定継続世帯とはどういう世帯なのか。

一つ、多度津町の1人あたりの医療費はどのくらいか。

一つ、国保広域化のゾーンは県単位であるが、税の公平負担の観点から見ると国は将来どのように考えているのか。

一つ、激変を緩和するために積み立て基金の取り崩しをする方向性は理解できるが、基金の取り崩しの見極めや基準は考えているのか。

一つ、国民健康保険税の課税限度額というのは、医療分58万円、支援分19万円、介護分16万円という全部が65歳以上の人は該当するのか。

一つ、最高の国保税額は93万円ということか。

一つ、改正案は払える保険料になっているのか。滞納問題が出てくるのではないか。所得が減って介護保険料も上がり年金生活者が増えている中で、町としてどのように考えているのか。

一つ、新聞報道では国保広域化により保険料が多度津町は2,970円の増とあったが、綾川町、まんのう町、琴平町、善通寺市、さぬき市、三豊市が下がっているのは、どういう風に理解すれば良いのか。

一つ、国が国保の医療費を削減したことで市町村の負担増となっており、住民の負担が軽くなるよう一般会計から繰り入れて保険料を抑えているが、広域化しても保険料が上がるということは、国に対しても保険料の補助金を元に戻すよう申し入れをする必要が

あると思うがどうか。

一つ、介護保険料の求める値は何にしようとしているのか。

一つ、現状ではサービスの内容が通所事業所によってバラつきがあると思うが、今後は改善する方策はあるのか。

一つ、利用者側が立てたケアプランの入浴サービスの回数よりも多く行うようなケースを妥当かどうかチェックする機能はあるのか。

一つ、介護認定は均等に出来ているのか。バラつきはないのか。

一つ、ケアマネージャーを廃止するという情報が入ったが、どういうことなのか。

一つ、サービス付き高齢者住宅は金額が高く、町外から多く入っていると聞いているが、どういう人が入っているのか。サービス内容について聞きたい。

一つ、65歳以上の者は、介護保険料は9段階の中で年金から引かれるのか。

一つ、介護保険を利用すると3割負担だが、サービス付き高齢者住宅を利用しても3割負担になるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、特定世帯とは国民健康保険加入者が1人だけの世帯のうち、後期高齢者医療制度に該当して5年未満の人がいる世帯については、5年間は平等割を2分の1にすることである。特定継続世帯とは同じく国民健康保険加入者が1人だけの世帯のうち、後期高齢者医療制度に5年間該当して特定世帯としての期間を満了したのち3年間は継続して4分の1安くする制度である。

一つ、多度津町の1人あたりの医療費は27年度が41万1,870円、28年度が38万2,869円であり、75歳以上の老人部分は1人あたり27年度が97万1,366円、28年度が91万8,689円となっている。

一つ、国保広域化は県単位で動いており、賦課方式を4方式としているところが香川県内でも4市町あって不公平感が出ているが、数年のうちには3方式に持って行くという方向で話は進んでいる。国は最終的には県下統一保険料を目指していると思われる。

一つ、国保会計は30年度から新規になるが、基金の取り崩しは2年間の実績を見て3年目ぐらいで判断しなければいけないと考えている。

一つ、医療分の58万円は国保なので該当する。支援分は後期高齢者医療のものなので75歳までが該当する。介護分は65歳を過ぎると介護保険料で掛かるようになる。3つ全

てが掛かるのは40歳から65歳までである。

一つ、最高の国保税額は93万円である。

一つ、今回の改正案では3,000世帯以上が減額で、増額の世帯は314世帯という試算になっており、低所得者の場合は1人世帯と2人世帯は減額になり、国保の加入が3人の世帯は100円程度、4人世帯だと1,000円程度上がると考えている。医療費分が7.4%から7.6%に上がり、後期高齢者分が1.9%から2.1%に上がって高くなっているが、介護保険分が2.4%から2.1%に下がっており、年金生活者の場合は介護保険が入ってくると安くなる計算で、所得がない人は少なくなる。

一つ、新聞報道は県が示した標準保険料率で試算したものと思われ、県の保険料率でそのまま課税すると1,200世帯以上が増税となって影響が大きいことから負担が軽くなるよう検討した結果が今回の改正案である。

一つ、法定外繰り入れについては現時点では考えていない。また、国への要望についても今のところ考えていない。

一つ、65歳以上の1号被保険者に年額7万200円、月額5,850円を第7期の介護保険料案として提案させて頂くということである。

一つ、通所サービスの事業所が町内に多数出来て利用しやすくなり、サービス量が増加している。国の介護報酬改定に伴い、訪問介護の軽度の生活援助・家事援助の介護報酬は引き下げて、身体介護の報酬は引き上げたため、低額な報酬を受ける事業所は減少すると思われるが、生活援助のサービスを受けたいニーズはあるので高齢者福祉の観点から軽度のサービスを補填する制度を考えていく。総合事業といわれる安い単価の通所事業所や憩いの場所を作って介護報酬やサービス量を抑制したいと考えている。

一つ、介護保険係の中でケアマネージャーが適正なサービス計画を立てられるよう指導したり、県外から講師を招いてケアプランのチェックが出来るようなことを行っている。

一つ、介護認定は中讃広域事務組合で審査を依頼しており、県の指導を受けながら平準化が保たれるようにしている。また、調査員の研修をしたり、不正の管理ということで調査員同士がペアで同伴訪問をして、お互いの調査内容をチェックするというをしている。

一つ、ケアマネージャーを廃止するという情報は、現時点では正式ルートからは入って

いない。

一つ、サービス付き高齢者向け住宅は町内に「エルスト」と「せせらぎ」の2施設あり、「エルスト」は外部からのサービスを受ける施設で、「せせらぎ」はサービス付きの特定施設なのでサービスを含んだ家賃設定となっている。家賃はそれぞれなので一概にいくらとは言えない。

一つ、65歳以上は所得に応じて1段階から9段階で2か月分を年金から引いている。

一つ、サービス付き高齢者向け住宅に入ると介護保険部分のサービスの3割と居室料・食費・光熱水費を払うことになる。

以上のような答弁があり、審議の結果、1、国民健康保険税条例の一部改正（国保税率）について、2、第7期介護保険料（案）については、本委員会として了承した。

またその他として、執行部より他3件の報告があった。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これよりただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

2月19日に行われました建設産業民生常任委員会の委員長報告について、これを了承することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会委員長報告は了承することに決定をいたしました。

次に、2月19日に開催されました多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告を求めます。

多度津町行財政改革特別委員会委員長、隅岡美子君。

多度津町行財政改革特別委員会委員長（隅岡 美子）

平成30年2月19日に開催した行財政改革特別委員会の結果を次のとおりご報告を申し上げます。

審議事項。

1、多度津町指定管理者制度について。

審議結果。



執行部より、1、多度津町指定管理者制度についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、白方地区の児童館では既に放課後児童クラブを4年生以上で開始しており、多度津地区は10月から空き教室を改修して実施予定と聞いているが、現在はどのような状況なのか。豊原地区や四箇地区は今後どのようにするのか。

一つ、パークアンドライドの業務委託を考えているとのことだが、当てはまるのか。

一つ、生活支援ハウスの管理運営の検証について、利用者からの苦情等で宿直員によって対応が違ふとあるが、具体的にどのようなことだったのか。

一つ、パークアンドライドは利用者が増えているが、駅周辺開発整備とも関連するのでどのように考えているのか。

一つ、温水プール玄関の階段とスロープを兼用する手摺り設置の要望があったと思うが、今回の大規模改修工事では取り付けたのか。

一つ、多度津校区では小学校の教室を借り受け改修して放課後児童クラブの受け入れが出来ており、豊原地区や四箇地区でも早く計画を進めてもらいたい、空き教室の利用は学校サイドの問題なので教育課としてどう考えるのか。

一つ、「サクラートたどつ」の2階にあるホワイエの利用が増えているが、バリアフリー化でエレベーター設置やトイレの洋式化の計画は出来ないのか。

一つ、共働き世帯が増えており、子どもを預かってもらうことが出来なくて働くことを断念する人もいるので、喫緊の課題として捉えて空き教室があるかどうか検証したのか。

一つ、放課後児童クラブについては、平成32年から預かりをする対象の子どもが減少すると言われているので、投資したものが無駄にならないようにしてもらいたい。

一つ、今現在、子どもを預かってもらうことが出来なくて仕事が出来ないという人も多くいるので、投資という考え方は大事だが、住民の希望からは喫緊の課題として放課後児童クラブを充実させてもらいたい。

一つ、温水プール玄関のスロープと階段の間に手摺りの設置を早い時期に対応してもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、放課後児童クラブについては、平成29年4月より白方地区の児童館は1年生から6年生までの全学年の児童を受け入れている。多度津校区は1年生から3年生を児童館で預かり、29年10月からは小学校の空き教室を改修して四つ葉クラブを開所し、4年生から6年生の6名を預かっている。今後、豊原校区や四箇校区も高学年の児童クラブ利用という住民ニーズに応えられるよう、小学校・幼稚園の余裕教室の調査を続け新設も視野に検討している。

一つ、パークアンドライドについては、30年度以降は四国鉄機(株)を中心に駐車場の管理も含めて業務委託をする予定であり、直営で管理するよう考えている。

一つ、宿直員は桃陵苑がシルバー人材センターに委託しており、人によって対応に差があるという利用者からの苦情があったため、統一するという事で詳細な対応マニュアルを作成し直すこととした。

一つ、パークアンドライドと駅周辺開発整備が関連することは認識しており、次年度以降は指定管理から直営になるが、長期の無断駐車に対する対策としてゲート付きの発券機を設置して運営する予定で、仮に別の場所に移動することになっても対応が可能と考えている。

一つ、今回の大規模改修工事では、温水プール玄関の階段とスロープの間に手摺りの設置はしていない。

一つ、放課後児童クラブの充実については豊原校区や四箇校区でも要望があるのは認識しているが、余裕教室・空き教室がないということなので、運動場等が利用可能ならば関係課と検討したい。

一つ、教室の調査は毎年実施しており、各学校で現場を見ながら校長と現況を話しているが、難しい状況である。しかし、放課後児童クラブの充実については喫緊の課題として捉えており、豊原校区は児童館の近くにプレハブを建てるとか四箇校区は幼稚園の空き教室を活用するといった具体的な話に入っており、今年中に実施したいと考えている。

一つ、「サクラートたどつ」の一部には簡易式の洋式トイレを設置しているが、財政状況を勘案して出来るものから対応したい。

一つ、ホワイエ屋内側のエレベーター設置については難しく、外付けのエレベーターならば設置可能であるが、車の出入りに不便をきたしたり景観が悪くなるので無理がある。また、建築後25年以上が経過することから、今後の大規模改修時に利便性を高めることも必要であると考えている。

以上のような答弁があり、1、多度津町指定管理者制度については本委員会として了承いたしました。

以上でご報告終わります。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

2月19日に行われました多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告は了承することに決定をいたしました。

続きまして、町長報告であります。これにつきましてもすでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、平成30年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

本日、ここに平成30年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成30年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成30年度は、多度津町にとって将来への基盤づくりと変革の年となるものと考えております。

まず、タウンプロモーション事業をはじめとする移住・定住促進施策、子育て支援の充実、多度津駅周辺開発整備や新庁舎の整備など、将来への基盤づくりに取り組んでまいります。

また、本年4月からは機構改革に伴い町行政組織の改正を行うとともに、水道事業や国民健康保険事業の広域化が開始されます。

組織改正による新しい体制のもと、今後ともあらゆる機会をとらえて町民の皆様をはじめ多くの方々の意見をお聞きするとともにこれからの施策や事業に反映させつつ、町民の皆様とともに「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、町民が幸せに満ちた生活を送ることができるよう、最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成30年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く中で、経済政策の効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、民需を中心とした景気回復が見込まれております。

地方財政計画では、地方税は前年度比0.9%増の39兆4,294億円、地方交付税は前年度比2.0%減の16兆85億円、臨時財政対策債は前年度比1.5%減の3兆9,865億円が見込まれております。

このような背景のもと、本町の平成30年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で選択と集中を基本として、第6次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算、及び町民生活に必要な行政サービスの経費について、重点的に予算化したところであります。

平成30年度の一般会計予算総額は86億9,500万円とし、前年度比較で、6.2%の増額とし

ております。また、特別会計全体では、前年度比7.4%減の約63億6,300万円弱、全会計合計では、前年度とほぼ同額の150億円強となっております。

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の1点目といたしましては、「移住定住の促進」であります。

これまで多度津町では、「たどつの輝き創生 総合戦略」に基づき、「たどつに来てもらう」「たどつの未来に向けて取り組む」「たどつで安心してくらす」「たどつを強くする」「総合戦略を推進する」の5つの基本目標を掲げ、施策を推進しているところであります。

この基本目標の一つである「たどつに来てもらう」ための施策について、平成28年度に策定いたしました「多度津町タウンプロモーション戦略」に基づき、「たどりつく多度津」を基本コンセプトに、官民連携の組織である「まねきねこ課」を中心として、たどつの魅力づくりと情報発信に取り組んでまいります。

2点目は、「子育て支援の充実」であります。

子育て世帯の不安やニーズに対する出産前からの切れ目のない相談支援や、そのために必要とされる子育て支援サービスの拡充について、各種の施策を推進してまいります。

3点目は、「多度津駅周辺開発整備」であります。

JR多度津駅周辺の活性化対策として、多度津駅のバリアフリー化やにぎわいづくり施設の検討をはじめ、緊急避難通路のバリアフリー化、南北の駅前広場及び周辺道路の整備を進め、将来にわたって多度津町の中心拠点として、子どもから大人まで幅広い世代にわたって集える地域として整備をしていきたいと考えております。

4点目は、「新庁舎の整備」についてであります。

現庁舎は、老朽化が進むとともに、大地震発生時の津波浸水想定区域に立地していることから、町民の皆様の利便性や行政事務効率の向上、災害対策機能の確保の観点から、平成32年度を目標に、駅東側の町有地に、新庁舎を整備したいと考えております。

今後、新庁舎整備に向けて、昨年11月に策定した新庁舎整備基本構想に基づき、基本計画の策定、基本設計・実施設計などに取り組んでまいります。

続きまして主要施策について、第6次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画に基づき、町民、地域、関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、様々な取り組みを継続的に推進してまいります。

がん検診受診率向上対策として、がん検診自己負担金の半額助成と節目年齢の方の無料化を引き続き実施いたします。また、人間ドックの委託機関を3施設から4施設に増やす

とともに、40歳以上を対象に胃がん施設検診の胃内視鏡検査を実施いたします。

また、女性の乳がん検診については、従来の40歳以上のマンモグラフィ検査に加え、検診の精度を考慮し、30歳、40歳代に超音波検査を実施してまいります。

今後も、町民のニーズに応じた受けやすい体制を整え、若年層の受診率の向上に努め、受診の習慣化により早期発見、早期治療を推進し、がんの重症化を防ぎ、死亡率の減少に努めてまいります。

また、平成30年度からは脳血管疾患、認知症の早期発見、早期治療や早期対応の観点から、社会保険本人を除く、50歳以上の方を対象に脳ドックを実施いたします。

子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に、ワンストップで対応できる「多度津町子育て世代包括支援センター」を健康センターの別館に開設して、専任の保健師、助産師、保育士等を配置するとともに関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を行ってまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後も経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の維持運営につきましては、県との連携を密にしながら医師や看護師の確保と医療機器及び医薬材料の適正な維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から財政運営主体が都道府県となることで、国保財政の安定化が図られることとなりますが、引き続き町でレセプト事前点検の徹底や被保険者に対する医療費通知等を行うことで、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、平成30年度から平成35年度を計画期間とする「第2期多度津町保健事業実施計画」及び「多度津町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」を策定したところであり、特定健診の受診率を向上させ、その結果を特定保健指導に効果的に活かすことで、一層の生活習慣病重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、被保険者数や医療費の増加により、厳しい財政運営が予想されますが、継続的に香川県後期高齢者医療広域連合や県・他市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

国民年金につきましては、広報・啓発活動の推進や年金相談の充実をさらに図るとともに、日本年金機構との連携のもと、未加入者の加入促進を図ることで無年金者の解消に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、公民館・図書館・資料館・体育館などの連携強化を図るとともに、住民のニーズを把握し、誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。

また、「生涯学習推進計画」「子ども読書活動推進計画」の見直しを図るとともに、老

朽化した施設については改修し、誰もが充実した学習ができる環境づくりに努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、「町民あるけあるけ大会」「健康ウォーク」「チャレンジデー」等を通じて、健康の維持や増進のきっかけづくりに努めるとともに、体育館やさくらプールで開催している各種教室、スポーツ少年団や体育協会の活動を広く紹介し、スポーツに参加する機会の創出に努めます。

さらには、子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。 “「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち 多度津町」をめざして”を基本理念とし、引き続き子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援、子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりに取り組むとともに、「多度津町子ども・子育て支援事業計画～子育て・子育て たどつ応援宣言 PART3～」の計画期間が平成31年度までとなっていることから、計画の見直しに向け、きめ細やかなニーズの把握等に努めてまいります。

また、保育士不足が深刻化するなか、保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができるよう、保育所と連携・協力のもと、引き続き「待機児童ゼロ対策」に取り組んでまいります。

さらに、小学生のいる世帯への就労支援のため、放課後児童クラブ利用対象の拡大に引き続き取り組んでまいります。

今年度は4月に白方児童館にて対象学年を拡充し、10月には多度津小学校の空き教室を利用した、「多度津小学校放課後児童クラブ（四つ葉クラブ）」を開所し小学校高学年の利用を開始いたしました。

今後、四箇及び豊原地区に関しても受入スペースや支援員等の確保に努め、放課後児童対策の充実を図ってまいります。

また、「病児・病後児保育事業」について、これまで町内に利用可能な施設がありませんでしたが、今年度に1法人と委託契約を締結し、利用可能としました。

さらに平成30年度から保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難になった場合に保護者に代わり児童を児童養護施設等で短期間養育する「子育て短期支援事業」についても取り組んでまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会・民生委員・老人クラブ等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現をめざして、そのための指針となる地域福祉計画を平成30年度中に策定いたします。

障害者福祉の充実につきましては、本町の障害者福祉施策の指針である障害者基本計画・障害福祉計画が今年度をもって計画期間が満了することから、現行計画の見直しと

ともに、新たに障害児支援の強化を図るため障害児福祉計画を加え、「第4次多度津町障害者基本計画・第5次多度津町障害福祉計画・第1次多度津町障害児福祉計画」として策定し、平成30年度から当該計画に基づき中長期的な視野に立った障害者・障害児施策の展開を図ってまいります。

次に高齢者福祉の充実につきましては、本町の高齢化率は31%を超え、認知症の方が年々増加していることから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることを可能にするため、認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築してまいります。

また、本町の高齢者福祉及び介護保険施策の指針である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が今年度をもって計画期間が満了することから「第8期多度津町高齢者保健福祉計画・第7期多度津町介護保険事業計画」を策定し、平成30年度から当該計画に基づき高齢者福祉及び介護保険施策に関する中長期的な視野に立った施策の展開を図ってまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。環境施策につきましては、多度津町環境基本計画に定めた「生活環境」「廃棄物」「自然環境」「快適環境」「地球環境」「環境教育及び環境保全活動」の、6項目の基本目標に向けて総合的かつ計画的に施策を推進してまいります。

中でも大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、豊かさや快適さをもたらした一方で、様々な環境問題が生じており、将来にわたって持続的に社会経済活動を続けていくことが困難であることが明らかになってきていることから、環境に配慮した循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を行う3R運動を推進し、更なるリサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。

また、様々なリサイクル法令に基づくごみの資源化に伴い複雑化するごみの分別について、品目ごとに詳細で分かり易い分別表を作成して行政サービスの向上に努めてまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成の拡充を実施いたします。

また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、野良猫を地域住民の認知と合意の上、地域で共同管理する地域猫活動を行う団体を助成し、新たな活動団体の募集を行うことなどにより、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては、「町営墓地」は清掃委託により、また「地域墓地」は地域墓地管理団体への運営補助により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。なお、火葬場についても長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、2施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

水を大切にすまちづくりにつきましては、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、各市町で水道事業を運営してまいりましたが、県内水道事業の広域化に伴い平成30年4月より、水道事業は県と8市8町で構成する香川県広域水道企業団に引き継がれます。

構成団体として、今後も将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給されるよう、企業団と連携・協力してまいります。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。公園及び緑地や水辺につきましては、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めるとともに、災害時の避難場所などの災面も視野に入れた整備も検討してまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るため、個別に訪問を行ったり、広報やイベント等を活用して啓発活動を行います。

また、施設を適切に維持管理していくため、ストックマネジメント手法を踏まえた事業計画等を策定し、計画的な施設の延命化や更新工事を進めてまいります。

下水道事業の経営健全化と透明性を確保するため、適正な使用料や地方公営企業法の適用についても検討を行ってまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による災害が相次ぐなか、より充実した雨水対策について調査検討を行うとともに、雨水幹線の整備を進め、ポンプ施設については長寿命化計画に基づいて、更新工事を行い、雨水の排除能力を向上させてまいります。

浄化槽設置整備事業につきましては、下水道供用開始区域外における合併処理浄化槽の設置補助の充実や、単独浄化槽及びくみとり便所から合併処理浄化槽への転換を図るための啓発活動を行うことにより、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第3次多度津町地球温暖化対策実行計画」が最終の年度となることから、計画目標である温室効果ガスの2.4%削減に向け継続して取り組むとともに、「第4次多度津町地球温暖化対策実行計画」を策定し、建設予定である新庁舎での新たな取り組み等も積極的に検討してまいります。

また、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度を継続し、緑のカーテン事業の推進やクールチョイスの啓発に努め、地域における地球温暖化対策を図ってまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。消防体制の強化につきましては、消防車両や資機材の計画的な更新整備と水利計画に基づく消火栓等の消防水利の整備を図りながら消防力の充実強化に取り組んでまいります。併せて、火災による死傷者を減らすため、消防団・婦人防火クラブと協力して「住宅用火災警報器」の普及促進の啓発活動を継続し、自治会をはじめとする自主防災組織等各種団体に対しては初期消火等の訓練指導や防火研修等の講習会を通じて住民の防火意識の高揚を図るとともに、消防職



員・団員に対しては消防庁舎施設を活用した消火・救助等の各種訓練を計画的に実施して、消防技術等のさらなる資質向上に努めてまいります。

丸亀市・善通寺市とで共同運用しています「消防通信指令業務」につきましては、今後も継続し、近隣消防本部との緊密な連携・協力による応援体制の強化を推進して、大規模火災や多数傷病者救急救助事案等の災害発生時にも対応できる消防力の強化を図り、被害の軽減に努めてまいります。

消防団員の確保の取り組みにつきましては、消防団協力事業所表示制度を制定し、消防団員が入団しやすく活動しやすい環境づくり及び防災力の提供等の協力を得ることができるとともに、資機材等の整備を行い、地域防災の要となる消防団の充実強化を図ってまいります。

救急業務の充実強化につきましては、指導救急救命士を養成・配置して、香川県メディカルコントロール協議会のもと救急救命士の生涯教育体制の確立や再教育に係る医療機関での研修・講習等を通じて救命処置における手技・資質の維持と向上に努め、救命率の向上を目指した高度な救急体制を築いてまいります。

また、住民に対する応急手当の普及啓発活動につきましては、定期的に救命講習会や応急救護訓練等を実施するとともに、高齢化の進展に伴い増加傾向が続く救急出動につきましては、安易な救急車の利用を減らすために、ホームページや広報誌等で住民に「救急車の適正利用」の周知啓発を継続して行い、真に緊急を必要とする傷病者への対応と救命率の向上に努めてまいります。

次に防災体制の整備であります。近年の地球温暖化に伴う異常気象による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害・浸水等の水害、地震など複雑多様化した自然災害の発生や、今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、「自助・共助・公助」を防災の基本理念として、自主防災組織の設立を推進しながら、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

また、災害発生時には、住民への避難等の情報伝達手段等として町内に整備している防災行政無線を、効果的・有効的に活用できるように取り組んでまいりますとともに、大地震発生時に多数の避難者を受け入れることとなる避難所に、順次計画的な備蓄品の整備を推進してまいります。

さらに、多度津中学校内に平成30年1月設置しました可搬型浄水器附属の耐震性貯水槽につきましても、避難所生活における断水時の飲料水や生活用水及び消防水利として活用してまいります。

交通安全対策につきましては、近年増加している高齢者が犠牲者となる事故の抑止について、関係機関や団体等と密接な連携により啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚及び交通マナーの向上を図ってまいります。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業について引き続き推進していくとともに、免

許返納者への生活の足の問題等につきましても、平成30年2月に実施いたしましたアンケート結果をもとに、公共交通施策について検討してまいります。

次に、快適な都市空間の形成であります。中心市街地の空洞化に歯止めをかけるため、町の拠点エリアとなるJR多度津駅周辺について、都市機能の集約化を目指すため、立地適正化計画の策定、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。道路・交通ネットワークの整備といたしまして、引き続きさぬき浜街道や県道多度津丸亀線の早期完成へ向けた働きかけを行ってまいります。また、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や、多度津町都市計画道路についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理されない空き家が増加していることから、今年度実施した空き家の現状調査の結果を踏まえ策定した「空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施していくとともに、多度津町老朽危険空き家除却補助事業による空き家除却支援についても補助事業を継続してまいります。

町営住宅の整備充実につきましては、今年度に「多度津町町営住宅長寿命化計画」の中間見直しを行い、新たに策定した維持管理計画に沿った町営住宅の長寿命化を図るとともに、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数に基づき、適正な建替え事業を推進してまいります。

離島振興につきましては、多度津～佐柳航路における「新なぎさ2」の運航について、引き続き安全・安心な航路の確保維持に取り組むとともに、島しょ部航路運賃助成事業を継続する中で、今年度には離島救急患者搬送費補助の補助対象者の拡充や、輸送証明の申請手続きの簡略化を行い、救急医療体制の確保を図るなど、更なる離島振興の促進に取り組んでまいります。

基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

産業の振興・経済の活性化であります。まず農業につきましては、平成30年産の主食米から、国の生産数量目標がなくなり、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目安」に基づく生産となります。こうした情勢の変化や担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった農業・農村をめぐる諸問題に対応し持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、土地改良区単県事業や農振農用地外の施設整備に係る町単独の補助制度に基づく事業を推進するなど、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めるとともに、平成30年度は農業振興地域整備計画の変更も行なってまいります。また、農業委員会については、昨年7月に制度改正及び委員の任期満了に伴い、農業委員と新たに設置された「農地利用最適化推進委員」が連携する新体制に移行し、更なる農地の利用の最適化を図ってまいります。

次に、有害鳥獣による被害防止につきましては、防護柵等の購入費に対する補助を継続して行うとともに、「多度津町鳥獣被害対策実施隊」を中心に鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努め、効果的な被害防止技術の普及に取り組んでまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、施設整備や機械導入等に係る補助制度の利活用を図るなど、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や、就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

オリーブにつきましては、オリーブ生産拡大事業を活用し、栽培面積の拡大を図るとともに、オリーブ産業が順調に成長していけるよう適切な支援を行なってまいります。さらに、オリーブをはじめとするブランド農産物の6次産業化を促進するため、商品開発や販路開拓などへの支援を行なってまいります。

水産業の振興につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業やカキ等の養殖事業、マダコ・キジハタ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業に取り組んでまいります。加えて、漁場の環境・生態系の維持・回復等、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援してまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画に沿って、引き続き効率的な維持・管理に努めるとともに白方漁港西側の海岸には防災上の観点から、今年度から3か年計画で高潮対策工事を行ってまいります。さらに、淡水魚につきましても養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず、本町での創業を促進するため、昨年策定した多度津町創業支援事業計画に基づき、多度津商工会議所や地元金融機関と連携しながら、個別相談の実施やセミナー等の開催によって創業希望者を支援し、町内の開業率の向上を目指し、町の活性化と雇用の確保へ繋げてまいります。

また、本町への企業の立地を促進するため、町内に工場などの施設を設置する企業に対し、企業立地促進条例に基づく助成措置を講じるなど、積極的な企業の誘致を図ることで、地域経済の発展や産業の高度化及び活性化、雇用機会の拡大や人口減少の抑制を図るとともに、町民生活の安定向上と町の活性化を目指してまいります。

さらに、町内事業者が国や県の補助制度を積極的に活用して、町内事業者が販路開拓や新製品の開発等に積極的に取り組めるよう、支援・協力を強化してまいります。また、町特産品についての情報発信、マルシェ会場の発掘や出店場所、方法等の検討を行うとともに、新規事業開拓など創意工夫ある事業活動を行なう中小企業者に対して、商工会

議所と連携しながら融資枠の確保などの支援策を継続して行ってまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、定住自立圏域で実施するインターンシップ等をより効果的に運用できるよう、時期や開催方法を調整し、町内企業への積極的な参加を呼びかけるほか、ハローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに、「中讃勤労者福祉サービスセンター」と連携し、中小事業者の福利厚生制度の充実を図ってまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。昨年8月に「瀬戸内国際芸術祭2019」の開催が正式決定され、3回目の開催となることから、県実行委員会をはじめ、関係団体と緊密な連携を図り、前回以上の賑わいが創出できるよう準備を進めるとともに、次回開催に向けて、町内の気運を高めるべく、継続作品等の活用や本町と京都精華大学との間で締結された、芸術・文化の連携・協力に関する協定に基づく連携を進めてまいります。また、少林寺拳法や四国鉄道発祥の地などの、歴史あるあらゆる要素を見直し、連携を強化するとともに、高校生や大学生などの若い力、町内の企業力を、さくらまつり、夏まつりをはじめ、町内に取り込んで賑わいの創出に繋げてまいります。

また、町観光協会のホームページによるイベントなどの情報発信について閲覧者がより興味を持ち、本町への誘客効果が現れるよう運用してまいります。さらに、定住自立圏域の2市3町やさぬき瀬戸大橋広域観光協議会におけるパンフレット作成やキャンペーン活動、高松空港内の「空の駅かがわ」における本町の特産品等の紹介等、広域的な取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。まず、「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」については、平成28年度より教育課題検討委員会において、今後の幼稚園・小学校の適正配置・適正規模について調査・検討を行い、この度、教育委員会へ提言が行われました。この提言を踏まえ、幼稚園・小学校の適正配置・適正規模についての基本方針及び実施計画の作成に向け、検討を進めてまいります。

また、教育環境改善につきましては、園児・児童・生徒が安心して学べる環境づくりを目指して、必要な施設整備を進めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実に努めてまいります。

一方、幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細やかな学習支援を行うために、「学力向上支援員」や特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のための「特別支援教育支援員」を継続配置してまいります。

また、心の問題への対応として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについても、継続配置することにより、学校における相談機能の充実に努めるとともに、悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対し、教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導支援してまいります。

さらには、善通寺市・琴平町と共同で進めております学校給食センター整備事業につきましては、平成31年8月の供用開始に向け、今年度にPFI事業者との事業契約を締結

し、平成30年度から、施設の建設等を本格的に開始いたします。また、食の安全管理、衛生管理はもとより、地産地消や食育に留意した安全でおいしい給食の提供に向けて、1市2町及び事業者と十分な協議を重ねて事業を進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中核に、補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行の低年齢化・広域化・深夜化に対応する早期発見やいじめ問題の根絶に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育てるとともに、毎年1月に開催している「成人式」につきましても、新成人によるプロジェクトチームを組織するなど、新成人としての自覚を高める式典となるよう工夫してまいります。

さらには、放課後の子ども居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、今後も魅力ある体験活動を実施するとともに、教室開催日数等の事業拡充を図ってまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では、地域の方々の学習活動の発表の場としての文化祭を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては、歴史と伝統の魅力あふれる多度津の紹介ができるよう、テーマの設定と企画展の開催を目指してまいります。

また、合田邸をはじめ本町に残る歴史的な町並みについて、引き続き町民の皆様、関係団体や協力団体と連携しながら調査を行い、歴史的な価値の確認や保存活用に向けての方策について検討を進めるとともに、対象地区の住民の皆様の理解を得ながら重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての協議・調整を続けてまいります。

次に、多様な交流の推進であります。移住・交流の促進といたしまして、空き家バンク登録物件の改修費補助や、移住者に対する賃貸物件の家賃補助等により、多度津町への定住の促進に取り組んでまいります。

また、今年度より受け入れしている3名の地域おこし協力隊隊員については、Facebookとホームページでの活動報告及びパンフレット等のデザイン、またSNSを通じての多度津町の魅力の発信など、町のPRや地域協力活動を行っており、平成30年度においては、より活動を中心としたイベント実施や新規事業の企画提案など、更なる地域の活性化の推進を図ってまいります。

また、多度津町タウンプロモーション事業については、現在、3つのプロジェクトが実行委員会を主体として実施されていますが、今後も官民連携でのタウンプロモーション活動を支援すると同時に、他の施策との政策間連携を意識した事業展開に積極的に取り組んでまいります。

児童生徒の地域間交流体験活動につきましては、スポーツ少年団活動において、富山県

南砺市福野地区を訪問しての交流会を実施し、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては、引き続き外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに、小学校現場の外国語活動においては、高学年では授業時間の拡充、中学年では新たに授業時間を確保するなどし、外国語活動の拡充と教科化に向けて先行実施してまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、対話集会、町政モニター会などあらゆる機会を通じて、多くの住民の皆さんの意見をお聞きするとともに、地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

コミュニティの育成につきましては、助成金等を活用しながら、自治会活動の支援及び活性化を続けてまいります。また、現在、各課で行っている地元コミュニティへの助成等について再点検し、より効果的かつ公平な助成制度の確立に向けて検討を行ってまいります。

また、空き家等を活用した地域創生事業補助により、町内に所在する空き家、空き店舗の改修やイベント等への補助を行い、地域内外における交流の促進や、コミュニティの拠点として、その有効活用を目指してまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第14条において「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされており、本町においても差別の解消をめざし、広報やイベントなどあらゆる機会をとらえて啓発活動を行ってまいります。

また、今年度は本町における人権施策の指針である「多度津町人権教育・啓発に掛かる基本的指針」の見直しを行い、この指針及び「第3次多度津町人権尊重に関する総合計画」、さらには「部落差別の解消の推進に関する法律」等、人権に関する各法令の趣旨を踏まえ、差別の解消に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、女性の社会参画を推進し、安心して子育てができるような家庭環境や職場、また地域社会にしていく必要があることから、定住自立圏域においてワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍のための連携、協働を図るとともに、啓発活動や各種機関への支援を行ってまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては、平成26年度に策定した行政改革大綱に基づき、事務・事業について定期的に点検を行いながら、計画的に行財政改革に取り組んでいるところでありますが、取り組み期間が終了することによる新たな多度津町における行政改革の基本方針として、財政状況や社会情勢を見据えた「第3次行政改革大綱」及び「実施計画」を策定し、更なる推進

を図ってまいります。

また、新たな行財政課題や町民ニーズによりの確に対応し、町政の重点施策を積極的・効率的に推進していくため、本年4月より、政策企画課への観光部門の移管による政策観光課への再編、住民課と環境課の統合による住民環境課の新設、福祉保健課の高齢者保険課・健康福祉課への再編をはじめとする組織改正により、住民サービスの向上を図ってまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、平成28年度決算における実質公債費比率が8.7%と前年度比0.2ポイント改善されました。将来負担比率は116.2%と前年度比15.2ポイント改善されましたが、一般会計起債残高は今年度末では130億円に迫ることが予想され、今後、税収の増加も見込まれないことから、細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業について健全な財政基盤の確保に寄与するよう、更なる推進を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては個人番号制度が本格運用され、中讃広域行政事務組合において、マイナンバーカードを使った住民サービスに対応するための整備などについて、情報処理の連携を図ってまいります。

定住自立圏域内の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化している広域ニーズに対応できるよう、第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンに基づき、連携して事業の推進を図ってまいります。

以上、私の平成30年度の町政に臨む所信を申し上げます。

高齢化率の上昇や公共施設の老朽化など、引き続き粘り強く取り組むべき課題を抱えながらの、厳しい町政運営が必要とされております。

冒頭に申し上げました多度津町の将来像「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、多度津町の特色を生かしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために、新しい組織体制のもと、私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

同かよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって平成30年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は、10時45分に再開したいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは休憩に入ります。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時47分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号、多度津町治山事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長 岡部君。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第1号、多度津町治山事業分担金徴収条例の制定について提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、昨年、台風21号の影響により土砂崩れが発生した山林において、町が香川県単独県費補助条例に基づく治山事業を実施するにあたり、所有者など直接利益を受ける者から分担金を徴収するために、定めようとするものでございます。

その内容といたしまして、第1条及び第2条で分担金徴収の趣旨と定義について、第3条で分担金納入義務者について、第4条で事業の総額から、町が交付を受ける県の補助金を控除して得た額の半額を分担金の総額として定め、第5条及び第6条でその徴収方法と徴収延期及び減免について、第7条で委任に関する事項について定めようとするものでございます。

2ページをご覧ください。

附則といたしまして、本条例は、平成30年4月1日より、施行しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第2号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長 河田君。

政策企画課長（河田 数明）

議案第2号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法



律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項に基づく、個人番号の利用範囲について乳幼児等医療費補助の手続きの簡素化を図るため、本条例で定める事務に乳幼児等医療費の助成事務を追加するための改正でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページの下段から2ページ上段をご覧ください。

「個人番号の利用範囲」を定める第4条における別表第1の2の項の次に3の項として、機関の欄に「町長」を、事務の欄に「多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和47年多度津町条例第20号）による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を加えるものでございます。

2ページ中段から3ページをご覧ください。

同じく第4条における、別表第2の2の項の次に3の項として、機関の欄に「町長」を、事務の欄に「多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を、特定個人情報の欄に「地方税関係情報であって規則で定めるもの」、「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」、「医療費給付関係情報であって規則で定めるもの」、「障害者関係情報であって規則で定めるもの」を追加するものでございます。

3ページ下段をご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

それでは、議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

この度の改正についてですが、国民健康保険制度は、全国的に被保険者の高齢化や被保険者数の減少により、国民健康保険税の収入が減少する一方で、医療費は年々増加傾向にあり、小規模保険者の財政運営が慢性的に不安定になっています。

こうしたことから、平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。

この改正により、これまでの市町単位から広域化し、県単位で財政運営を行うことにより、財政基盤の安定化と効率的な事業の確保を図ることになりました。

これまで国民健康保険税は、町の国民健康保険事業を運営するために必要と見込まれる税収を定め、税率を設定していましたが、この国保広域化により県が財政運営を行うために必要となる税収を市町に提示し、市町は提示された税収を確保するため、国民健康保険税の税率の見直しを行うことになりました。

また、県から提示される国民健康保険税の収納必要額は、「所得割」「均等割」「平等割」の3方式で算出されることから、町でも予てより被保険者間で不公平感のあった「資産割」を除き、3方式で課税することとしました。

そのため「応能分」と「応益分」の配分の見直しも行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

1ページから2ページをご覧ください。

第2条は、「課税額」に関する規定で、課税方法を「3方式」にすることにより、「資産割額」を除くものでございます。

2ページ下段から3ページをご覧ください。

第3条は、「被保険者に係る所得割額」に関する規定で、所得割額を、100分の7.4から100分の7.6に、第4条の「被保険者に係る資産割額」を削除し、第5条は、「被保険者に係る被保険者均等割額」に関する規定で、被保険者1人について、2万8,000円を3万円に、第5条の2は、「被保険者に係る世帯別平等割額」に関する規定で、4ページをご覧ください。

第1項といたしまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、1世帯2万9,000円を2万円に。

第2項といたしまして、特定世帯の平等割額について、1世帯1万4,500円を1万円に。

第3項といたしまして、特定継続世帯の平等割額について、1世帯2万1,750円を1万5,000円に。

第6条は、「被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額」に関する規定で、所得割額を、100分の1.9から100分の2.1に。

5ページをご覧ください。

第7条の「被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額」を削除し、第7条の2は、「被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額」に関する規定で、被保険者1人について、7,800円を8,800円に。

第7条の3は、「被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額」に関する

規定で、第1項といたしまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、1世帯5,800円を6,000円に。

第2項といたしまして、特定世帯の平等割額について、1世帯2,900円を3,000円に。

第3項といたしまして、特定継続世帯の平等割額について、1世帯4,350円を4,500円に。

第8条は、「介護納付金課税被保険者に係る所得割額」に関する規定で、所得割額を、100分の2.4から100分の2.1に。

5ページ下段から6ページをご覧ください。

第9条の「介護納付金課税被保険者に係る資産割額」を削除し、第9条の2は、「介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額」に関する規定で、被保険者1人について、1万1,000円を9,200円に。

第9条の3は、「介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」に関する規定で1世帯5,400円を4,400円に。

第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第1号は、被保険者の7割減額対象額の規定でございます。

6ページ下段から7ページをご覧ください。

ア、被保険者1人について、1万9,600円を2万1,000円に。

イの（ア）として、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、2万300円を1万4,000円に、（イ）として、特定世帯の平等割額について、1万150円を7,000円に、（ウ）として、特定継続世帯の平等割額について、1万5,225円を1万500円に。

ウとして、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、被保険者1人について、5,460円を6,160円に。

エの（ア）として、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、4,060円を4,200円に、（イ）として、特定世帯の平等割額について、2,030円を2,100円に、（ウ）として、特定継続世帯の平等割額について、3,045円を3,150円に。

オとして、介護納付金 課税被保険者の均等割額について、被保険者1人について、7,700円を6,440円に。

カとして、介護納付金課税被保険者平等割額について、1世帯3,780円を3,080円に。

8ページをご覧ください。

第2号は、被保険者の5割減額対象額の規定でございます。

ア、被保険者1人について1万4,000円を1万5,000円に。

イの（ア）として、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、1万4,500円を1万円に、（イ）として、特定世帯の平等割額について、7,250円を5,000円に、（ウ）として、特定継続世帯の平等割額について、1万875円を7,500円に。

ウとして、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、被保険者1人について、3,900円を4,400円に。

エの（ア）として、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、2,900円を3,000円に、（イ）として、特定世帯の平等割額について、1,450円を1,500円に、（ウ）として、特定継続世帯の平等割額について、2,175円を2,250円に。

9ページをご覧ください。

オとして、介護納付金 課税被保険者の均等割額について、被保険者1人について、5,500円を4,600円に。

カとして、介護納付金 課税被保険者平等割額について、1世帯2,700円を2,200円に。

第3号は、被保険者の2割減額対象額の規定でございます。

ア、被保険者1人について5,600円を6,000円に。

イの（ア）として、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、5,800円を4,000円に、（イ）として、特定世帯の平等割額について、2,900円を2,000円に、（ウ）として、特定継続世帯の平等割額について、4,350円を3,000円に。

ウとして、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、10ページをご覧ください。

被保険者1人について、1,560円を1,760円に。

エの（ア）として、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額について、1,160円を1,200円に、（イ）として、特定世帯の平等割額について、580円を600円に、（ウ）として、特定継続世帯の平等割額について、870円を900円に。

オとして、介護納付金 課税被保険者の均等割額について、被保険者1人について、2,200円を1,840円に。

カとして、介護納付金 課税被保険者平等割額について、1世帯1,080円を880円に改正するものでございます。

本改正条例の附則といたしまして、「第1項として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。第2項として、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」と、規定するものです。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第4号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第7号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について、議案第8号、多度津町営住宅条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

失礼いたします。

議案第4号から議案第8号まで一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第4号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の条例改正は、条例中にごございます「乳幼児」の定義を変更し、ひとり親家庭等医療及び重度心身障害者等医療への切り替えを早めようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条において、「7歳に達した日の属する月の末日までの者」から「満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」へ変更するものでございます。

なお、附則としまして「この条例は、平成30年4月1日から施行する」と規定してあります。

続きまして、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いします。

第3条第2項第2号において「7歳に達する日の属する月の翌月の初日」から「満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日」へ変更するものでございます。

2ページをお願いします。

なお、附則としまして「この条例は、平成30年4月1日から施行する」と規定してあります。

続きまして、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について、でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いします。

先ほどの、議案第5号の改正と同様に、第3条第2項第2号において「7歳に達する日の属する月の翌月の初日」から「満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日」へ変更するものでございます。

2ページをお願いします。

なお、附則として「この条例は、平成30年4月1日から施行する」と規定してあります。

続きまして、議案第7号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

今回の条例改正は、平成29年に公布されました国民健康保険改正政令（平成29年政令第

258号)にあわせて関係する条例の改正を行なおうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表よりご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1条、第2条は、改正政令にあわせて「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

2ページをお願いします。

第8条は、事業内容を現状と合わせるため、2項中1号を削除し、以下を繰り上げるものです。

また、1ページから2ページにかけて第1条、第8条、第11条、第13条、3ページをお願いします。

第14条及び第15条の「この町」を「多度津町」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、施行期日について「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」と規定しています。

最後に、議案第8号、多度津町営住宅条例の一部改正について、でございます。

今回の条例改正は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例において公営住宅法施行令を引用している条文についてそれぞれ所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いします。

公営住宅法施行令の第10条の次に1条が加わったことに伴い、本条例において第15条第5項、1ページから2ページにかけまして、第36条第1項及び第2項で引用している条をそれぞれ繰り下げるものでございます。

なお、附則としまして「この条例は、公布の日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではありますが、議案第4号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費に関する条例の一部改正について、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第7号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について、議案第8号、多度津町営住宅条例の一部改正について、一括して提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

次に日程第9ですが、配布の議事日程の中で多少誤りがありますので、ここで修正をさせていただきます。

日程第9の後、日程第10を追加いたしまして、日程第9の議案第9号を切り離して、提案説明をさせていただきます。

そして日程第10の中に、議案第10号から議案第14号までを切り離して説明をさせていただきます。

日程第9、議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課主幹、丸岡君。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

この度の改正は平成29年4月1日の改正母子保健法の施行により、「子育て世代包括支援センター」の設置が、市町村の努力義務として法定化されたことに伴うものです。

そこで、本町におきましても、多度津町社会福祉施設（通称、町民健康センターの施設）の一つで、現在、母子保健事業の一環として使用しております「心身障害児（者）通所施設」を「子育て世代包括支援センター」に名称変更をしようとするものです。

また、改正内容に準じて規定及び字句の整備等を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条、第1項「目的及び設置」でございますが、老人及び心身障害者を高齢者に変更しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3条、町民健康センター内の「施設」でございますが、第3号ハの、「老人介護支援センター」を削り、第4号心身障害児（者）通所施設を「子育て世代包括支援センター」に変更しております。

次に第4条、「事業」でございますが、「かかる」のひらがな表記を漢字表記に、また、「老人」を「高齢者」に変更し、第1号保健衛生にかかる事業の「かかる」を「係る」に改め、第2号につきましては1ページの第3条第2号の「老人健康施設」にかかる、「高齢者の健康に係る」事業を加えております。

2ページに戻りまして、第2号「老人福祉にかかる事業」を、第3号とし「高齢者福祉に係る事業」に改め、第3号「心身障害児（者）の通所にかかる事業」を、第4号「子育て世代包括支援に係る事業」に改めようとするものです。

なお、1ページ、第3条につきましては施設名称として、規定のまま「老人」としております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが議案第9号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第10号、多度津町介護保険条例の一部改正について、議案第11号、多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第12号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第13号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第14号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、提案説明の都合上一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

それでは、議案第10号から議案14号まで一括して提案説明を申し上げます。

始めに、議案第10号、多度津町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

介護保険は、介護保険法の規定により、3年ごとに事業計画を策定する中で、第1号被保険者の保険料の見直しを行っております。

このことから、今回、第7期事業計画に基づき、平成30年度から32年度の保険料の改定をしようとするものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

1ページをお開きください。

新旧対象表の（保険料額）の第2条において、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号において、「32,400円」を「35,100円」に改め、同条第2号及び第3号において、「48,600円」を「52,650円」に改め、2ページをお開きください。

同条第4号において、「58,320円」を「63,180円」に改め、同条第5号において、「64,800円」を「70,200円」に改め、同条第6号において、「77,760円」を「84,240円」に改め、同条第7号において、「84,240円」を「91,260円」に改め、同条第8号において、「97,200円」を「105,300円」に改め、同条第9号において「110,160円」を「119,340円」に改めようとするものです。

また、（罰則）について規定しております第16条において、「第1号被保険者」を第2号被保険者も含めた「被保険者」と改めようとするものです。

3ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上で、議案第10号についての提案説明を終わります。

次に、議案第11号、多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第12号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第13号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第14号、多度津町介護



予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、以上、4議案をまとめて提案説明を申しあげます。

現在、福祉保健課で所管いたしております児童館、いこいの家、及び四箇地区いきがい健康館の管理につきましては、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を、また、生活支援ハウスの管理につきましては、社会福祉法人多度津福祉会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理状況や利用者サービス等指定の更新について検証を行いました。

その結果、指定管理者制度により、各施設につきましては、管理運営の効率化が図られているとともに、施設管理面での権限の委譲及び責任の明確化などにより、小規模の修繕等への対応が迅速にできている等、一定の成果が上がっていると考えております。

また、各施設の本来の設置目的に加え、施設の効率的運営により、利用者サービスの向上につながるという観点からも、現在、管理を委託している団体に引き続き管理を行わせることが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項、及び各施設の設置条例の規定により、指定管理者として、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで、引き続き社会福祉法人多度津町社会福祉協議会、及び社会福祉法人多度津福祉会を指定しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第11号から14号までの4議案についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第15号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

それでは、議案第15号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についての提案説明を申し上げます。

堀江公園につきましては、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定管理が本年度末で終了するため、施設の管理状況や施設の利用状況など指定の検証を行いました。

その内容においては、施設の管理経費及び施設の利用について、効率的な運営が行われており、現在管理を委託している団体に引き続き管理を行わせることが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項及び多度津町都市公園条例第17条の規定により、指定管理者として平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3ヵ年を引き続き同財団に

指定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、議案第15号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第16号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第17号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第18号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第19号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第20号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第21号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

それでは、議案第16号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第17号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第18号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第19号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第20号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第21号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についての6議案について、提案説明を申し上げます。

現在、教育課が所管いたしております公民館、明徳会図書館、資料館、町民会館、総合スポーツセンター、温水プールの管理につきましては、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理の状況や利用者サービス等、指定の更新についての検証を行ないました。

その結果、指定管理者制度の導入によりそれぞれの施設におきまして、効率的な運営ができていたり、自主事業の定期的な開催をはじめ、地域住民のニーズに即した運営ができていたりなど、一定の成果が上がっていると考えております。

また、各施設の本来の設置目的に加え、施設管理においても適切に迅速な対応が行えていることなど、利用者サービスの向上につながるという観点からも、現在管理を委託している団体に引き続き管理を行なわせることが適当と考えております。

よって、これらの施設につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として平成30年4月1日から平成33年3月31日まで、引き続き公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定しようとするものであります。

以上でまことに簡単ではございますが、議案第16号から議案第21号までの6議案の提案

説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第22号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 矢野君。

総務課長（矢野 修司）

議案第22号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第6号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額89億1,200万円から歳入歳出それぞれ1億500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億700万円とするものでございます。

この度の補正予算の内、歳出における増額補正の主なものは教育費で、減額補正の主なものは総務費、民生費、土木費等で、また不用額等の増減による補正でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、町債等で、減額補正の主なものは、寄付金、繰入金、県支出金等でございます。

続いて第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

6ページをお開き下さい。

第2表、繰越明許費でございますが、款2. 総務費、項1. 総務管理費、庁舎建設等整備事業費で453万6,000円、款6. 農林水産業費、項3. 水産業費、白方漁港高潮対策事業費で2,331万円、款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、道路新設拡張事業費で1,700万円、款10. 教育費、項2. 小学校費、多度津小学校舎及び附帯設備改修事業費で5,173万2,000円、同じく、項4. 幼稚園費、豊原幼稚園舎及び附帯設備改修事業費で5,205万6,000円、及び四箇幼稚園舎及び附帯設備改修事業費で1,814万4,000円について、それぞれ翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

7ページをお開き下さい。

第3条、債務負担行為の補正で、第3表、債務負担行為に係る補正として、事項について、従前の「（仮称）1市2町学校給食センターモニタリング業務委託料」から「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターモニタリング業務」へと変更するものでございます。

8ページをお開き下さい。

第4条、地方債の補正で、第4表、地方債の補正でございます。

道路整備事業を1億4,550万円に、港湾整備事業を340万円に、公営住宅建設事業を790万円に、消防施設整備事業を4,900万円に、教育施設整備事業を1億2,210万円に、保健体

育施設整備事業を8,960万円に、漁業施設整備事業を990万円に、それぞれ補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

34ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は121万円を減額補正し、1億713万7,000円に改めるものでございます。

36ページをお開き下さい。

款2、総務費は5,389万3,000円を減額補正し、12億3,154万7,000円に改めるものでございます。

項1. 総務管理費は5,203万8,000円を減額し、内訳として、目1. 一般管理費は766万9,000円を減額、目2. 文書広報費は100万円を減額、目5. 財産管理費は30万円を減額、目6. 企画費は5,495万4,000円を減額、38ページをお開き下さい。

目9. 地方振興費は77万1,000円を減額、目10. 交通安全対策費は、財源内訳の変更、目12. 行政施策費は2,000万円を増額、目14. 庁舎建設費は734万4,000円を減額するものでございます。

項2. 徴税費は156万1,000円を減額し、内訳として、目1. 税務総務費は108万6,000円を減額、目2. 賦課徴収費は47万5,000円を減額。

項3. 戸籍住民基本台帳費は26万8,000円を減額、項5. 統計調査費は2万6,000円を減額するものでございます。

40ページをお開き下さい。

款3. 民生費は4,228万6,000円を減額補正し、29億1,587万4,000円に改めるものでございます。

項1. 社会福祉費は2,687万3,000円を減額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費は611万7,000円を減額、目3. 老人福祉費は670万4,000円を減額、目6. 社会福祉施設事業費は106万円を減額、42ページをお開き下さい。

目7. 障害者福祉費は1,299万2,000円を減額するものでございます。

項2. 児童福祉費は1,541万3,000円を減額し、内訳として、目1. 児童福祉費は2,238万9,000円を減額、目2. 児童保育費は704万円を増額、目3. 母子福祉費は6万4,000円を減額するものでございます。

44ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は1,443万3,000円を減額補正し、6億6,667万4,000円に改めるものでございます。

項1. 保健衛生費は1,434万円を減額し、内訳として、目1. 保健衛生総務費は388万1,000円を減額、目2. 予防費は1,026万6,000円を減額、46ページをお開き下さい。

目3. 環境衛生費は財源内訳の変更、目5. 環境保全費は19万3,000円を減額。

項2. 清掃費は9万3,000円を減額し、内訳として、目1. 清掃総務費は4万2,000円を減

額、目3. じん芥処理費は5万1,000円を減額するものでございます。

48ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は2,665万円を減額補正し、2億5,668万1,000円に改めるものでございます。

項1. 農業費は2,003万2,000円を減額し、内訳として、目1. 農業委員会費は2万7,000円を減額、目3. 農業振興費は1,587万2,000円を減額、目4. 農地費は150万円を減額、目5. 地籍調査費は263万3,000円を減額するものでございます。

項3. 水産業費は661万8,000円を減額し、内訳として、目1. 水産業振興費は39万8,000円を減額、目2. 漁港建設費は622万円を減額するものでございます。

52ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、項1. 商工費の、目1. 商工総務費を3万2,000円減額補正し、7,848万5,000円に改めるもので、目2. 商工振興費、目3. 観光費は、財源内訳の変更でございます。

54ページをお開き下さい。

款8. 土木費は4,232万4,000円を減額補正し、10億8,465万円に改めるものでございます。

項1. 土木管理費は、目1. 土木総務費1,809万8,000円を減額。

項2. 道路橋梁費は、目3. 道路新設改良舗装費445万9,000円を減額、目1. 道路橋梁総務費、目2. 道路維持修繕費、目4. 交通安全施設整備費についてはそれぞれ財源内訳を変更するものでございます。

項3. 河川費は816万円を減額し、内訳として、目1. 河川総務費は116万円を、目3. 施設管理費は700万円を、それぞれ減額するものでございます。

項4. 港湾費の、目2. 港湾建設費は、財源内訳の変更。

項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費は650万円を減額するものでございます。

56ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費は510万7,000円を減額し、内訳として、目1. 都市計画管理費は447万円を、目3. 緑化推進費は17万2,000円を、目4. 公園事業費は46万5,000円を、それぞれ減額するものでございます。

58ページをお開き下さい。

款9. 消防費は2,149万4,000円を減額補正し、4億1,425万5,000円に改めるものでございます。

項1. 消防費を同額減額するもので、内訳として、目1. 常備消防費は149万8,000円を、目2. 非常備消防費は53万2,000円を、目3. 消防施設費は298万9,000円を、目4. 防災費は1,641万3,000円を、目5. 水難救済会費は6万2,000円を、それぞれ減額するものでございます。

60ページをお開き下さい。

款10. 教育費は9,732万2,000円を増額補正し、11億4,566万4,000円に改めるものでございます。

項1. 教育総務費は873万3,000円を減額し、内訳として、目1. 教育委員会費は3万6,000円を減額、目2. 事務局費は869万7,000円を減額するものでございます。

項2. 小学校費は4,978万8,000円を増額し、内訳として、目1. 学校管理費は37万3,000円を減額、目2. 教育振興費は69万3,000円を減額、目3. 学校建設費は5,085万4,000円を増額するものでございます。

項3. 中学校費は85万5,000円を減額し、内訳として、目1. 学校管理費は68万1,000円を減額、目2. 教育振興費は17万4,000円を減額。

62ページをお開き下さい。

項4. 幼稚園費は6,134万9,000円を増額するものでございます。

項5. 社会教育費は、目1. 社会教育総務費を39万円減額、目2. 公民館費、目3. 図書館費は、それぞれ財源内訳を変更するものでございます。

項6. 保健体育費は、目3. 体育施設費を383万7,000円減額するものでございます。

64ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、項1. 公債費の、目1. 長期償還元金を559万3,000円増額し、目2. 利子で、同額を減額するものでございます。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

14ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は3,528万2,000円を増額補正し、17億3,916万1,000円に改めるものでございます。

16ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は24万円を減額補正し、1億6,335万円に改めるもので、項1. 使用料の、目4. 農林水産業費使用料を同額減額するものでございます。

18ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は176万5,000円を増額補正し、8億1,655万1,000円に改めるものでございます。

項1. 国庫負担金は1,448万9,000円を減額し、内訳として、目1. 民生費国庫負担金は1,548万9,000円を減額、目4. 教育費国庫負担金は100万円を増額するものでございます。

項2. 国庫補助金は1,624万9,000円を増額し、内訳として、目2. 農林水産業費国庫補助金は290万円を減額、目3. 民生費国庫補助金は233万円を減額、目4. 土木費国庫補助金は577万2,000円を減額、目6. 教育費国庫補助金は2,725万1,000円を増額、項3. 国庫委託金は、目1. 民生費国庫委託金を5,000円増額するものでございます。

20ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は2,248万5,000円を減額補正し、6億3,190万5,000円に改めるものでござ

います。

項1. 県負担金は341万8,000円を減額し、内訳として、目1. 民生費県負担金は456万8,000円を減額、目4. 教育費県負担金は115万円を増額するものでございます。

項2. 県補助金は1,906万7,000円を減額し、内訳として、目1. 総務費県補助金は150万円を減額、目2. 民生費県補助金は153万円を減額、目4. 農林水産業費県補助金は1,332万7,000円を減額、目6. 土木費県補助金は271万円を減額するものでございます。  
22ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は125万2,000円を増額し、2億5,890万4,000円に改めるものでございます。

項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入は32万9,000円を、項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入は、92万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。  
24ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は1億3,000万円を減額し、1億1,000万1,000円に改めるものでございます。  
26ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は6,165万4,000円を減額し、2億2,741万3,000円に改めるものでございます。

項2. 基金繰入金を減額するもので、内訳として、目2. 財政調整基金繰入金は5,933万3,000円を、目8. 奨学基金繰入金は222万8,000円を、目9. 健やか子ども基金繰入金は9万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。  
28ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は98万円を増額補正し、2億2,306万円に改めるものでございます。  
30ページをお開き下さい。

款15. 町債は5,010万円を増額補正し、9億3,373万3,000円に改めるものでございます。

項1. 町債の、目3. 土木債は1,350万円を減額、目4. 消防債は2,730万円を減額、目5. 教育債は9,220万円を増額、目6. 農林水産業債は130万円を減額するものでございます。  
32ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は2,000万円を増額し、4億2,000万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額89億1,200万円から、1億500万円を減額し、88億700万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第23号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第

3号)、議案第24号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第3号)を提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君

住民課長(多田羅 勝弘)

議案第23号及び議案第24号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第23号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第3号)についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額32億5,383万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,836万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,220万3,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、国12ページをお願いします。

款2. 保険給付費は100万円増額し、19億5,471万1,000円とするものです。

項3. 審査支払手数料について、レセプト件数の増加により100万円増額し、610万円とするものです。

14ページをお願いいたします。

款9. 基金積立金は、国保広域化による財政負担の増加に備えて3,980万円増額し、4,000万円とするものです。

款11. 諸支出金は243万4,000円減額し、5,511万1,000円とするものです。

直診会計への繰出金の減額により、項2. 繰出金を243万4,000円減額するものです。

款13. 予備費は、不用となった予備費1,000万円を減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

国10ページをお願いします。

款2. 国庫支出金は、負担金額、補助金額の確定等により1,905万4,000円減額し、5億6,269万9,000円とするものです。

項1. 国庫負担金の800万円の減額は、療養給付費等負担金の減額、項2. 国庫補助金の1,105万4,000円の減額は、普通調整交付金を減額するものです。

款3. 療養給付費等交付金も、交付金額の確定により3,721万5,000円減額し、3,928万8,000円とするものです。

款6. 共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金の減額見込みにより1億円減額し、5億4,385万円とするものです。

款8. 繰入金は2,395万2,000円減額し、2億5,274万2,000円とするものです。

項1. 他会計繰入金のうち、目1. 一般会計繰入金は、歳出の繰出金の減額により243万4,000円を減額、目2. 職員給与費等繰入金は、歳出の総務費の減額見込により151万



8,000円を減額するものです。

項2. 基金繰入金は、不要となった繰入金2,000万円を減額するものです。

款9. 繰越金は、平成28年度繰越金の予算化により2億858万7,000円増額し、2億4,134万3,000円とするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ2,836万6,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,220万3,000円とするものでございます。

次に、議案第24号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,280万4,000円から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,270万4,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、直12ページをお願いします。

款4. 予備費は、不用となった予備費10万円を減額するものです。

次に歳入についてご説明します。

直10ページをお願いします。

款3. 繰入金は、国保会計繰入金を243万4,000円減額し、1,891万5,000円とするものです。

款4. 繰越金は233万4,000円増額し、277万9,000円とするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ10万円減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,270万4,000円とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第23号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）、及び議案第24号、多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）を一括して提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第25号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案第25号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億8,930万2,000円に、歳入歳出それぞれ679万

8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,610万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の減額補正、下水道費の増額補正でございます。一方、歳入は国庫支出金、諸収入、町債の増額補正、県補助金、繰入金の減額補正でございます。

次に第2条（地方自治法第213条第1項の規定により）、翌年度に繰越して使用することができる経費につきましては、下4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費として、款2. 下水道費、項1. 下水道費、下水道事業で6,793万円を翌年度へ繰越すものでございます。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、下5ページをご覧ください。

第3表、地方債の補正につきましては、限度額を3億430万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下14ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を790万3,000円減額補正し、2億52万7,000円に改めるものでございます。

これは、主として中讃流域下水道維持管理負担金が減額になったことによるものでございます。

款2. 下水道費を1,470万1,000円増額補正し、2億2,902万3,000円に改めるものでございます。

これは、主に浸水対策基本検討業務の委託及び工事費の増額補正によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

款3. 国庫支出金は1,200万円増額補正し、4,236万円に改めるものでございます。

款4. 県補助金は458万3,000円減額補正し、541万7,000円に改めるものでございます。

款5. 繰入金は1,314万6,000円減額補正し、4億3,661万2,000円に改めるものでございます。

款7. 諸収入を922万7,000円増額補正し、923万4,000円に改めるものでございます。

款8. 町債は330万円増額補正し、3億430万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億8,930万2,000円に、679万8,000円を増額し、10億9,610万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第25号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

13時から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第16、議案第26号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第26号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について、提案説明を申し上げます。

介1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額23億4,412万4,000円に、歳入歳出それぞれ987万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,400万円に改めようとするものです。

この度の歳出における補正の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費の増額で、一方、歳入における補正の主なものは、財源調整による基金繰入金の増額、保険給付費の増額に伴う国庫支出金の増額です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介14ページをお開きください。

款1. 総務費は110万4,000円の減額補正により、6,958万2,000円に改めようとするもので、項1. 総務管理費は、職員の手当て等62万6,000円の減額、項3. 介護認定審査会費は、認定調査員の賃金47万8,000円の減額です。

款2. 保険給付費は1,450万円の増額補正により、20億7,966万6,000円に改めようとするもので、項1. 介護サービス等諸費は、施設介護サービス給付費等1,350万円の増額、介16ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費は1,100万円の増額、介22ページをお開きください。

項7. 特定入所者介護サービス等諸費は1,000万円の減額。

款4. 項1. 保健福祉事業費は、財源内訳の変更でございます。

介24ページをお開きください。

款5. 地域支援事業費は352万円の減額補正により、1億1,793万円に改めようとするもので、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費187万円の減額、項2. 包括的支援事業・

任意事業費65万円の減額、介26ページをお開きください。

項3. その他の諸費は、審査支払手数料の100万円の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。

介10ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は1,461万4,000円の増額補正により、5億1,512万円に改めようとするもので、項1. 国庫負担金は、介護給付費負担金2,633万1,000円の増額、項2. 国庫補助金、調整交付金など1,171万7,000円の減額です。

款4. 項1. 支払基金交付金は、1,688万4,000円の減額補正により、5億8,363万4,000円に改めようとするものです。

款5. 県支出金は815万5,000円の減額補正により、3億1,900万4,000円に改めようとするもので、項1. 県費負担金は775万4,000円の減額、項2. 県費補助金は40万1,000円の減額です。

款8. 繰入金は2,042万円の増額補正により、3億7,628万9,000円に改めようとするもので、項1. 一般会計繰入金は12万5,000円の増額、項2. 基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金2,029万5,000円の増額です。

款10. 諸収入は11万9,000円の減額補正により、265万9,000円に改めようとするもので、介12ページをお開きください。

項2. 預金利子は1万9,000円の減額、項3. 雑入は10万円の減額です。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額23億4,412万4,000円に987万6,000円増額補正し、23億5,400万円に改めようとするものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第17、議案第27号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

議案第27号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

後1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3億3,480万円に、歳入歳出それぞれ818万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,298万4,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、後12ページをお願いします。

款1. 総務費は50万円増額し、384万円とするものです。

機構改革に伴う配線敷設・端末移設業務委託料として、総務管理費を50万円増額するものです。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金額の確定により776万4,000円増額し、3億3,819万4,000円とするものです。

款4. 予備費は、不用となった予備費8万円を減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

後10ページをお願いします。

款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、778万4,000円増額し、2億6,048万4,000円とするものです。

被保険者の増加により、目1. 特別徴収保険料を110万円、目2. 普通徴収保険料を668万4,000円、それぞれ増額するものです。

款3. 繰入金は441万円減額し、7,661万9,000円とするものです。

項1. 一般会計繰入金のうち、目1. 事務費繰入金を441万円減額するものです。

款6. 繰越金は、平成28年度繰越金の予算化により481万円増額し、481万1,000円とするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ818万4,000円増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,298万4,000円とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第27号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第18、議案第28号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

議案第28号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）の、提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成29年度多度津町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量のうち、配水設備工事費3億1,771万9,000円を、配水設備工事費2億9,971万9,000円に改めるものでございます。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入、第1款. 水道事業収益につきましては604万8,000円を増額し、7億7,659万3,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業収益を800万円増額、第2項. 営業外収益を195万2,000円減額補正するものでございます。

支出、第1款. 水道事業費用につきましては81万1,000円を増額し、7億6,635万円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業費用を28万1,000円減額、第3項. 特別損失を109万2,000円増額補正するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入、款1. 水道事業収益、項1. 営業収益、目1. 給水収益につきまして、800万円を増額するものでございます。

これは、水道料金が平成30年1月使用分より改定されたことによるものでございます。

目3. 消費税及び地方消費税還付金につきまして195万2,000円を減額するものでございます。

これは、今回の補正予算に基づき、消費税還付金を減額するものでございます。

支出、款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目2. 配水及び給水費につきましては、98万円減額するものでございます。

これは主に、実績に基づき修繕用の材料費の減額となります。

目3. 受託工事費につきましては1万円を増額するものでございます。

これも主に、実績に基づき燃料費を増額するものでございます。

目4. 業務費につきましては98万円を増額するものでございます。

これは主に、実績に基づき給与費を増額するものでございます。

目5. 総係費につきましては51万円を減額するものでございます。

これも主に、実績に基づき備消耗品費を減額するものでございます。

目6. 減価償却費につきましては21万9,000円増額するものでございます。

これは、過年度に取得した固定資産の固定資産台帳に登載された取得金額を更正したことに伴いまして、有形固定資産の減価償却費用を増額するものでございます。

項3. 特別損失、目3. 過年度損益修正損につきましては、109万2,000円増額するものでございます。

これも過年度に取得した固定資産の台帳価額の更正に伴いまして、償却不足分を増額するものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、9ペ

ージから10ページに記載しております。

再度1ページをお開きください。

第4条で、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,397万2,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,597万2,000円に改め、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,444万9,000円を、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,311万7,000円に改め、当年度損益勘定留保資金1億6,732万7,000円を、過年度損益勘定留保資金384万8,000円、当年度損益勘定留保資金1億6,169万9,000円に改め、繰越利益剰余金6,219万6,000円を、繰越利益剰余金4,730万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額につきまして補正するものでございます。

支出、第1款. 資本的支出につきましては1,800万円減額し、5億1,975万6,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 建設改良費を、同額補正するものでございます。

再度2ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書、資本的支出につきまして説明をさせていただきます。

支出、款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、目1. 配水設備工事費につきましては、1,800万円を減額するものでございます。

これは、実績に基づき配水管工事の設計委託料を減額するものでございます。

水道事業会計補正予算事項別明細書の資本的支出につきましては、11ページの方に記載しております。

再度1ページの方をお開きください。

第5条で、予算第8条に定めた(1)職員給与費を100万円増額し、8,337万7,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページから5ページに記載しております。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書、及び予定貸借対照表、並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億4,728万9,000円、2. 営業費用は6億9,309万8,000円ですので、営業損失は4,580万9,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,642万5,000円、4. 営業外費用は3,934万8,000円ですので、経常損失は873万2,000円の予定でございます。

5. 特別損失は272万円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は1,330万3,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は3億4,367万1,000円、当年度未処分利益剰余金は3億

3,036万8,000円の予定でございます。

次に、7ページをご覧ください。

平成29年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は75億8,765万8,000円、2. 流動資産合計は7億7,906万円ですので、資産合計は83億6,671万8,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は32億9,337万9,000円。

8ページの方をご覧ください。

4. 流動負債合計は3億7,854万4,000円、5. 繰延収益合計は16億4,266万8,000円ですので、負債合計は53億1,459万1,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は24億4,428万3,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億8,714万8,000円ですので、剰余金合計は6億784万4,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は30億5,212万7,000円、負債・資本合計は83億6,671万8,000円の予定でございます。

次に3ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾に記載されておりますとおり、資金期末残高は6億4,600万9,000円となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第28号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第19、議案第29号、平成30年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君

総務課長（矢野 修司）

議案第29号、平成30年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。一般会計予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、86億9,500万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

9ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発公社、多度津町環境基本計画策定業務委託料及び11種20施設に係る指定管理料に対する債務保証についてそれぞれの期間において債務負担行為を行うものでございます。

再度、1ページをお開き下さい。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の



起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

10ページをお開き下さい。

第3表、地方債に、平成30年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをお開き下さい。

第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の、借り入れの最高額を20億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。

一般会計予算書の333ページをお開き下さい。

本年度の予算総額は86億9,500万円、前年度当初予算81億9,000万円に比べ5億500万円の増額、率で6.2%の増となりました。

続いて334ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。

1位は、町税で28億8,212万2,000円、構成比は33.2%、前年度に比べ0.4%の減。

2位は、地方交付税で17億3,000万円、構成比は19.9%、前年度に比べ9.5%の増。

3位は、町債で9億830万円、構成比は10.5%、前年度に比べ6.8%の増。

4位は、国庫支出金で8億8,521万7,000円、構成比は10.2%、前年度に比べ4.9%の増。

5位は、県支出金で、6億6,022万7,000円、構成比は7.6%、前年度に比べ4.9%の増。

以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入について性質別に区分しますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。

この合計は39億5,585万6,000円で、構成比は45.5%、前年度に比べ0.3%の減であります。

また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金のいわゆる依存財源は47億3,914万4,000円で、構成比は54.5%であります。

それでは、一般会計予算書の16ページをお開き下さい。

歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1. 町税は、前年度より1,291万1,000円の減額、28億8,212万2,000円を計上しました。

項1. 町民税は12億4,908万円、18ページをお開き下さい。

項2. 固定資産税は13億5,048万7,000円、項3. 軽自動車税は7,089万円、項4. たばこ税

は1億5,000万円、項8. 都市計画税は6,166万5,000円を計上しました。

22ページをお開き下さい。

議長（志村 忠昭）

町長の来客があるようですので、ここで少し休憩に入りたいと思います。

矢野君すみませんが、休憩に入りますので。

町長、来客に言うといってください。

本会議中やから来るのは遠慮してもらえるようお願いしておきます。

町長（丸尾 幸雄）

すみません、ちょっと行ってきます。

議長（志村 忠昭）

矢野君、休憩に入りますので、お願いします。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時47分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

一般会計予算を議題といたします。

矢野総務課長。

総務課長（矢野 修司）

それでは先程に続きまして説明の方続けさせていただきたいと思います。

予算書の22ページをお開きください。

款2. 地方譲与税は、前年度より370万円の増額、6,240万円を計上しました。

項1. 地方揮発油譲与税は1,700万円、項2. 自動車重量譲与税は4,360万円、項4. 特別  
とん譲与税は180万円を計上しました。

24ページをお開き下さい。

款3. 自動車取得税交付金は、前年度より700万円の増額、2,000万円を計上しました。

26ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、前年度より1億5,000万円の増額、17億3,000万円を計上しました。

28ページをお開き下さい。

款5. 交通安全対策特別交付金は、前年度と同額、400万円を計上しました。

30ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、前年度より388万4,000円の増額、1億773万7,000円を計上し  
ました。

項1. 分担金は190万円、項2. 負担金は1億583万7,000円を計上しました。

32ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、前年度より423万8,000円の増額、1億6,558万7,000円を計上しました。

項1. 使用料は8,200万1,000円、項2. 手数料は8,358万6,000円を計上しました。  
36ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、前年度より4,113万2,000円の増額、8億8,521万7,000円を計上しました。

項1. 国庫負担金は、7億546万7,000円、項2. 国庫補助金は、1億7,444万円。  
38ページをお開き下さい。

項3. 国庫委託金は、531万円を計上しました。  
40ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、前年度より3,103万4,000円の増額、6億6,022万7,000円を計上しました。

項1. 県負担金は、4億65万円、項2. 県補助金は、2億90万7,000円。  
42ページをお開き下さい。

項3. 県委託金は、5,867万円を計上しました。  
46ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、前年度より、73万1,000円の減額、1,212万円を計上しました。

項1. 財産運用収入は、1,191万9,000円、項2. 財産売払収入は、前年度より20万円の増額、20万1,000円を計上しました。  
48ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、前年度より7,400万円の増額、1億7,400万1,000円を計上しました。  
50ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、前年度より5,888万4,000円の増額、3億7,606万2,000円を計上しました。

項1. 繰入金は、存目のみ、項2. 基金繰入金は、3億7,606万1,000円を計上しました。  
52ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、存目のみの計上でございます。  
54ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、前年度より7,567万円の増額、2億3,822万6,000円を計上しました。

項1. 延滞金加算金及び過料は、500万円、項2. 預金利子は、2万円、項3. 貸付金元利収入は、5,000万1,000円、項4. 雑入は、1億8,320万5,000円を計上しました。  
58ページをお開き下さい。

款15. 町債は、前年度より5,810万円の増額、9億830万円を計上しました。  
60ページをお開き下さい。

款16. 利子割交付金は、前年度より200万円の増額、1,000万円を計上しました。  
62ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は、前年度より2,000万円の増額、4億2,000万円を計上しました。

64ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、前年度より100万円の減額、1,000万円を計上しました。

66ページをお開き下さい。

款20. 配当割交付金は、前年度より500万円の減額、1,600万円を計上しました。

68ページをお開き下さい。

款21. 株式等譲渡所得割交付金は、前年度より500万円の減額、1,300万円を計上しました。

以上が、平成30年度の歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

340ページをお開き下さい。

性質別分類により説明を申し上げます。

義務的経費の合計は、41億6,438万4,000円、前年度に比べ2億1,827万2,000円の増、構成比は、47.9%。

そのうち人件費は、15億9,637万2,000円、前年に比べ1億1,796万3,000円の増、構成比は、18.4%。

扶助費は、16億2,456万5,000円、前年度に比べ1,223万6,000円の増、構成比は、18.7%。

公債費は、9億4,344万7,000円、前年度に比べ8,807万3,000円の増、構成比は、10.8%となりました。

次に、投資的経費は、9億3,887万5,000円、前年度に比べ1億5,410万9,000円の増、構成比は、10.8%であります。

その他経費の合計は、35億9,174万1,000円、前年度と比べ1億3,262万2,000円の増、構成比は、41.3%であります。

そのうち物件費は、14億8,519万7千円、前年度に比べ6,759万8,000円の増、構成比は、17.1%。

補助費等は、10億6,451万7,000円、前年度に比べ6,314万8,000円の増、構成比は、12.2%。

繰出金は、8億7,745万6,000円、前年度と比べ665万円の減、構成比は、10.1%。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、70ページをお開き下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、款1. 議会費は、前年度より223万5,000円の増額、1億1,023万4,000円を計上し、構成比は、1.3%となりました。

74ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、前年度より3億57万8,000円の増額、14億1,789万2,000円を計上し、構成比は16.3%となりました。

項1. 総務管理費は、2億6,000万8,000円の増額、11億4,836万9,000円を計上。  
90ページをお開き下さい。

項2. 徴税費は、136万7,000円の増額、1億6,168万4,000円を計上。  
92ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費は、787万6,000円の増額、5,977万4,000円を計上。  
94ページをお開き下さい。

項4. 選挙費は、3,033万3,000円の増額、3,220万1,000円を計上。  
96ページをお開き下さい。

項5. 統計調査費は、75万2,000円の増額、737万6,000円を計上。  
98ページをお開き下さい。

項6. 監査委員費は、24万2,000円の増額、848万8,000円を計上しました。  
100ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、前年度より640万9,000円の増額、28億6,933万9,000円を計上し、構成比は33.0%となりました。

項1. 社会福祉費は、11万7,000円の増額、16億928万1,000円を計上。  
112ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費は、479万3,000円の増額、12億5,855万8,000円を計上しました。  
116ページをお開き下さい。

項3. 災害救助費は、149万9,000円の増額、150万円を計上しました。  
118ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、前年度より7,234万3,000円の増額、7億4,815万5,000円を計上し、構成比は、8.6%となりました。

項1. 保健衛生費は、1,982万8,000円の増額、2億8,924万2,000円を計上。  
126ページをお開き下さい。

項2. 清掃費は、1,100万9,000円の増額、4億1,211万3,000円を計上。  
130ページをお開き下さい。

項3. 上水道費は、4,150万6,000円の増額、4,680万円を計上しました。  
132ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、前年度より46万8,000円の減額、1,883万9,000円を計上し、構成比は、0.2%となりました。

134ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、前年度より112万5,000円の減額、2億8,684万4,000円を計上し、構成比は、3.3%となりました。

項1. 農業費は、143万6,000円の減額、2億1,306万1,000円を計上。

142ページをお開き下さい。

項2. 林業費は、602万1,000円の増額、602万5,000円を計上。

項3. 水産業費は、571万円の減額、6,775万8,000円を計上しました。

146ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、前年度より332万6,000円の減額、8,035万3,000円を計上し、構成比は、0.9%となりました。

150ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、前年度より1億4,754万7,000円の増額、10億1,426万5,000円を計上し、構成比は11.7%となりました。

項1. 土木管理費は、1,786万5,000円の増額、3億4,815万7,000円を計上。

項2. 道路橋梁費は、2,333万5,000円の増額、2億6,085万7,000円を計上。

152ページをお開き下さい。

項3. 河川費は、929万5,000円の減額、1億5,958万6,000円を計上。

154ページをお開き下さい。

項4. 港湾費は、3,288万4,000円の増額、5,311万7,000円を計上。

項5. 住宅費は、311万1,000円の増額、5,394万6,000円を計上。

156ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費は、7,964万7,000円の増額、1億3,860万2,000円を計上しました。

160ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、前年度より5,945万円の減額、3億5,062万3,000円を計上し、構成比は、4.0%となりました。

168ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、前年度より4,781万6,000円の減額、8億2,500万6,000円を計上し、構成比は、9.5%となりました。

項1. 教育総務費は、1,361万4,000円の増額、2億2,814万5,000円を計上。

170ページをお開き下さい。

項2. 小学校費は、910万8,000円の増額、1億1,360万3,000円を計上。

174ページをお開き下さい。

項3. 中学校費は、123万7,000円の減額、4,945万2,000円を計上。

178ページをお開き下さい。

項4. 幼稚園費は、3,072万4,000円を減額、1億988万4,000円を計上。

180ページをお開き下さい。

項5. 社会教育費は、100万8,000円の増額、1億6,073万7,000円を計上。

184ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費は、3,958万5,000円を減額、1億6,318万5,000円を計上しました。

190ページをお開き下さい。

款11. 災害復旧費は、存目のみ3,000円の計上でございます。

192ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、前年度より8,807万3,000円を増額、9億4,344万7,000円を計上し、構成比は10.9%となりました。

194ページをお開き下さい。

款14. 予備費は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

なお、その後のページに資料といたしまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載いたしておりますが、これらのうち、地方債現在高の見込みに関する調書について少し説明を申し上げます。

203ページをお開き下さい。

最下段一番下の合計欄で申しますと、前々年度末、すなわち平成28年度末の現在高は、117億3,708万3,000円、そして前年度末、平成29年度末の見込み額が、127億1,021万円でございます。

それに当該年度、平成30年度の欄で、その起債見込み額が10億2,330万円と、元金の償還見込み額が8億7,653万円と30年度末の現在高は128億5,698万円と見込んでおります。

以上、平成30年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ86億9,500万円を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第20、議案第30号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第31号平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

議案第30号及び議案第31号を一括して提案説明申し上げます。

まず、議案第30号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

本予算につきましては、平成30年4月1日からの国保広域化により県も保険者としての役割を担うこととなり、県と町とで役割分担がされたため国保業務に係る予算を定めるものでございます。

207ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億7,900万円とするものでございます。

前年度に比べ6億3,900万円、19.9%の減でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算のうち保険給付費における予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

216ページをお願いします。

款1. 国民健康保険税は、前年度より5,689万9,000円減の4億5,396万8,000円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 一般被保険者国民健康保険税は4,504万円減の4億5,150万円、項2. 退職被保険者等国民健康保険税は1,185万9,000円減の246万8,000円でございます。

款2. 国庫支出金、項2. 国庫補助金は存目1,000円の計上でございます。

目11. 災害時臨時特例補助金は、広域化に伴う新規予算で、罹災世帯の国保税を減免した場合に減税分を国が補填するものでございます。

なお、国庫負担金につきましては、廃項になります。

款3. 療養給付費等交付金は、存目1,000円の計上でございます。

款4. 県支出金は前年度より17億831万6,000円増の18億6,000万6,000円の計上でございます。

この増額は広域化に伴い、これまでの国庫支出金・前期高齢者交付金等の歳入が県に交付されることになり県から保険給付費等交付金として交付されることによるものです。

219ページをお願いします。

内訳としまして、保険給付費等交付金（普通交付金）が、18億3,800万5,000円、市町ごとの特別な事情に応じて、県から交付される保険給付費等交付金（特別交付金）が2,200万円、左側の218ページをお願いします。

項3. 財政安定化基金支出金が1,000円でございます。

款5. 財産収入、項1. 財産運用収入は存目1,000円の計上でございます。

款6. 繰入金は、前年度より1,471万4,000円減の2億5,889万8,000円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 他会計繰入金のうち、目1. 一般会計繰入金1億5,954万6,000円、目2. 職員給与費等繰入金5,025万2,000円、目3. 出産育児一時金等繰入金560万円、目4. 財政安定化事業繰入金2,350万円でございます。

項2. 基金繰入金は、前年度同額の2,000万円の計上でございます。

款7. 繰越金は存目1,000円の計上でございます。

款8. 諸収入は、前年度より364万1,000円減の612万3,000円の計上でございます。

内訳として、項1. 延滞金、加算金及び過料400万円、項2. 保険税督促手数料15万円、項3. 預金利子1,000円、220ページをお願いします。



項5. 雑入197万2,000円でございます。

款9. 町債、項2. 財政安定化基金貸付金は、広域化に伴う新規予算として、財政安定化基金貸付金1,000円の計上でございます。

なお、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては廃款となっております。

以上により、歳入合計25億7,900万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

222ページをお願いします。

款1. 総務費は、前年度より330万4,000円増の5,145万2,000円の計上でございます。

項1. 総務管理費は3,716万7,000円で内訳としまして、目1. 一般管理費3,366万7,000円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金350万円でございます。

項2. 徴税費は138万3,000円増の1,348万円、項3. 運営協議会費は3万2,000円減の60万5,000円。

224ページをお願いします。

項4. 趣旨普及費は、前年度と同額の20万円でございます。

款2. 保険給付費は、前年度より1億640万円減の、18億4,731万1,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者療養諸費は15億7,000万2,000円で、内訳としまして、目1. 一般被保険者療養給付費15億5,500万円、目3. 一般被保険者療養費1,500万円、目4. 一般被保険者移送費、目6. 一般被保険者保険外併用療養費は存目1,000円、項2. 退職被保険者療養諸費は2,100万2,000円で、内訳としまして、目1. 退職被保険者療養給付費2,000万円、目4. 退職被保険者療養費100万円、目5. 退職被保険者移送費と、226ページをお願いします。

目8. 退職被保険者保険外併用療養費は存目1,000円、項3. 審査支払手数料は600万円、項4. 一般被保険者高額療養費は2億3,100万円、項5. 退職被保険者等高額療養費は1,000万1,000円、項6. 出産育児諸費は840万6,000円、項7. 葬祭諸費は90万円でございます。

款3. 国民健康保険事業費納付金は広域化に伴う新規予算であり、町に納められた国民健康保険税等を財源として町が県に納めるもので、6億2,620万円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 医療給付費分4億5,810万円、228ページをお願いします。

項2. 後期高齢者支援金等分1億3,170万円、項3. 介護納付金分3,640万円でございます。

款4. 共同事業拠出金は1万円の計上でございます。

款5. 財政安定化基金拠出金は存目1,000円の計上でございます。

款6. 保健事業費は前年度より771万4,000円減の2,907万4,000円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 特定健康診査等事業費2,155万2,000円、230ページをお願いします。

項2. 保健事業費752万2,000円の計上でございます。

款7. 基金積立金は存目1,000円の計上でございます。

款8. 公債費は3,000円の計上で、そのうち項2. 広域化等支援基金償還金、項3. 財政安定化基金償還金は広域化に伴う新規予算で、それぞれの基金を活用した場合の償還金であります。

232ページをお願いします。

款9. 諸支出金は、前年度より355万7,000円増の2,494万7,000円の計上でございます。

項1. 償還金及び還付加算金は370万1,000円で、内訳としまして、目1. 一般被保険者保険税還付金300万円、目2. 退職被保険者保険税還付金70万円、目3. 償還金1,000円、項2. 操出金は2,124万6,000円でございます。

款10. 項1. 前年度繰上充用金は存目1,000円の計上でございます。

なお、予備費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、234ページをお願いします。

老人保健拠出金、介護納付金はそれぞれ廃款となっております。

以上により、歳出合計25億7,900万円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,900万円とするものでございます。

次に、議案第31号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてでございます。

予算書241ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,190万円にしようとするものでございます。前年度に比べ320万円、11.1%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

248ページをお願いします。

款1. 診療収入、項1. 外来収入は前年度より35万9,000円減の1,063万円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 国民健康保険診療収入225万円、目2. 社会保険診療収入28万円、目4. 一部負担金110万円、目5. その他の収入100万円、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入600万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度より2,000円増の2万2,000円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金は、前年度より355万7,000円増の2,124万6,000円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。

款4. 項1. 繰越金、款5. 諸収入、項1. 預金利子はいずれも、存目1,000円の計上でご

ざいます。

以上により、歳入合計を3,190万円とするものでございます。

次に、歳出についてでございます。

250ページをお願いします。

款1. 総務費、項1. 施設管理費は、前年度より345万円増の2,507万9,000円の計上でございます。

252ページをお願いします。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、前年度より25万円減の672万円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 医療用機械器具費72万円、目2. 医薬材料費600万円でございます。

款3. 項1. 公債費は、存目1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計3,190万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,190万円とするものでございます。

以上、議案第30号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険予算、及び議案第31号平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算、両議案を一括して提案説明申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第21、議案第32号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案第32号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書259ページをお開きください。

歳入歳出予算につきましては、第1条でお示ししてありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,390万円にしようとするものでございます。

これは前年度比0.18%、190万円の減額でございます。

次に第2条の地方債につきましては、262ページをお開きください。

第2表、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては、4億7,160万円を予定しております。

259ページにお戻りください。

第3条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

266ページをお開きください。

まず歳入予算でございます。

款1. 分担金及び負担金につきましては、83万円を計上いたしております。

款2. 使用料及び手数料につきましては、2億5,880万2,000円を計上いたしております。

款3. 国庫支出金につきましては、3,314万円を計上いたしております。

款4. 県支出金につきましては、152万1,000円を計上いたしております。

款5. 繰入金につきましては、前年度2億5,160万円から639万9,000円増額の、2億5,799万9,000円を計上いたしております。

款6. 繰越金につきましては、存目のみ1,000円を計上いたしております。

款7. 諸収入につきましては、7,000円を計上いたしております。

款8. 町債につきましては、前年度4億6,900万円より260万円増額の、4億7,160万円を計上いたしております。

これによりまして、歳入予算の合計を10億2,390万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。

268ページをお開きください。

款1. 総務費につきましては、前年度2億621万5,000円より438万5,000円減額の、2億183万円を計上いたしております。

その内訳としまして、項1. 総務管理費は、64万3,000円を計上するもので、主に日本下水道協会負担金などの管理的経費でございます。

同じく項2. 業務管理費は、2億118万7,000円を計上するもので、主に中讃流域下水道維持管理負担金や施設管理委託料等の維持管理的経費でございます。

270ページをお開きください。

款2. 下水道費につきましては、前年度1億4,853万5,000円より1,395万6,000円増額の、1億6,249万1,000円を計上いたしております。

これは主に建設工事関連委託料や工事費等の下水道整備事業費でございます。

272ページをお開きください。

款3. 公債費につきましては、前年度6億7,105万円より1,147万1,000円減額の、6億5,957万9,000円を計上いたしております。

その内訳といたしまして、長期債償還元金は5億7,036万1,000円、利子は8,921万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ10億2,390万円とするもの

でございます。

なお、274ページから277ページに給与費明細書、278ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししてあります。

以上簡単な説明ではございますが、議案第32号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第22、議案第33号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第33号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業予算について提案説明を申し上げます。

予算書279ページよりご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,500万円とするものでございます。

次に、第2条は、一時借入金の最高額は3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について規定するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明申し上げます。

予算書の288ページをお開きください。

款1. 項1. 介護保険料は、前年度より2,850万円の増額で、5億600万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度より1万円増額で、4万1,000円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より1,476万1,000円の増額で5億1,472万9,000円を計上しております。

項1. 国庫負担金は、3億7,106万4,000円、項2. 国庫補助金は、1億4,366万5,000円を計上しております。

款4. 項1. 支払基金交付金は、前年度より20万9,000円の減額で、5億9,979万6,000円を計上しております。

款5. 県支出金は、前年度より5,865万8,000円増額で、3億8,532万5,000円を計上しております。

項1. 県費負担金は、3億1,499万8,000円、項2. 県費補助金は、7,032万7,000円を計上しております。

290ページをお開きください。

款6. 財産収入、項1. 財産運用収入は、前年度と同額の10万1,000円を計上しております。

款7. 項1. 寄附金は、前年度と同様、存目1,000円を計上しております。

款8. 繰入金は、前年度より1,919万円増額で、3億7,566万1,000円を計上しております。

項1. 一般会計繰入金は、2億9,521万円、項2. 基金繰入金は、8,045万1,000円を計上しております。

款9. 項1. 繰越金は、前年度と同様、存目1,000円を計上しております。

款10. 諸収入は、前年度より109万増額し、334万5,000円を計上しております。

項1. 延滞金、加算金及び過料は、3,000円、292ページをお開きください。

項2. 預金利子は、2万円、項3. 雑入は、332万2,000円を計上しております。

以上により、歳入予算総額は、23億8,500万円でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

294ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より4,383万7,000円の増額で、1億1,511万6,000円を計上しております。

項1. 総務管理費は、8,794万7,000円、項2. 徴収費は、450万2,000円、項3. 介護認定審査会費は、2,190万8,000円、296ページをお開きください。

項4. 趣旨普及費は、71万円、項6. 地域密着型サービス運営委員会は、4万9,000円を計上しております。

款2. 保険給付費は、前年度より4,579万3,000円増額で、21億1,095万9,000円を計上しております。

項1. 介護サービス等諸費は、18億9,135万6,000円、300ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費は、9,720万7,000円、302ページをお開きください。

項3. その他諸費は、232万7,000円、304ページをお開きください。

項4. 高額介護サービス等費は、4,564万6,000円、項5. 高額医療合算介護サービス等費は、620万円、306ページをお開きください。

項6. 市町村特別給付費は、1,000円、項7. 特定入所者介護サービス等費は、6,822万2,000円を計上しております。

308ページをお開きください。

款3. 項1. 財政安定化基金拠出金は、前年度と同様、存目1,000円を計上しております。

款4. 項1. 保健福祉事業費は、前年度より200万円増額で、653万4,000円を計上しております。

款5. 地域支援事業費は、前年度より3,037万円増額で、1億5,106万1,000円を計上しております。

項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費は、1億800万5,000円、310ページをお開きください。

項2. 包括的支援事業・任意事業費は、4,055万6,000円、項3. その他の諸費は、250万円を計上しております。

312ページをお開きください。

款6. 項1基金積立金、前年度と同額の12万円を計上しております。

款7. 項1. 公債費は、前年度と同額の3,000円を計上しております。

款8. 諸支出金は、前年度と同額の70万6,000円を計上しております。

項1. 償還金及び還付加算金は、70万4,000円、項2. 延滞金、並びに項3. 繰出金は、それぞれ存目1,000円を計上しております。

314ページをお開きください。

款9. 項1. 予備費は、前年度と同様の50万円を計上しております。

以上により、歳出予算総額は、23億8,500万円でございます。

誠に簡単な提案説明ではありますが、平成30年度特別会計介護保険事業予算の総額は、前年度より1億2,200万円増額で、歳入歳出それぞれ23億8,500万円を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第23、議案第34号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

議案第34号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

予算書321ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,280万円とするものです。

前年度に比べ800万円、2.4%増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

328ページをお願いします。

款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より370万円増の2億5,640万円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 特別徴収保険料1億7,150万円、目2. 普通徴収保険料8,490万円

でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は督促手数料2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は、前年度より432万円増の8,534万9,000円の計上でございます。

内訳としまして、目1. 事務費繰入金1,767万1,000円、目2. 保険基盤安定繰入金6,767万8,000円でございます。

款4. 諸収入は、前年度より2万円減の103万円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料2,000円、項2. 償還金及び還付加算金95万円、項3. 預金利子7,000円、項5. 雑入7万1,000円でございます。

款6. 項1. 繰越金は存目1,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を3億4,280万円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

330ページをお願いします。

款1. 総務費は、前年度より94万6,000円増の428万6,000円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 総務管理費は334万8,000円、項2. 徴収費93万8,000円でございます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より705万4,000円増の3億3,748万4,000円の計上でございます。

款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は、前年度と同額の95万円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は、前年度と同額の8万円の計上でございます。

以上により、歳出合計3億4,280万円を計上し、歳入歳出の総額を3億4,280万円とするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第34号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第24、議案第35号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第35号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります中津栄一氏は、平成30年3月22日をもっ



て任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

氏は、多度津町大字西白方652番地1にお住まいで、昭和26年1月13日生まれの67歳でございます。

また氏は、人格・識見ともに優れ税務行政に精通しておりますことから委員に最適任であると考えております。

なお、任期は平成30年3月23日から平成33年3月22日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第35号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第25、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります新原正雄氏は、平成30年3月22日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

氏は、多度津町北鴨一丁目4番8-30号にお住まいで、昭和24年9月25日生まれの68歳でございます。

また、氏は、元町職員として長年税務行政に携わり固定資産の評価に関する識見を有し、人格高潔で委員として最適任であると考えております。

なお、任期は平成30年3月23日から平成33年3月22日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第36号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただ今までに提案理由の説明がなされました議案で、議案第2号、議案第3号、及び議案第22号～議案第34号までの15議案を総務教育常任委員会に、議案第1号及び議案第4号～第10号までの8議案を建設産業民生常任委員会に、また、議案第11号から議案21号までの、指定管理者の指定について11議案を総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思いたすがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、34議案を会期中の総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、及び総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、散会致します。

長時間誠にありがとうございました。

散会 午後2時50分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年3月5日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記